

あいあい自動車運用課題について

社会福祉法人 菰野町社会福祉協議会

1. 運行範囲

現行規則：菰野町内のみ

➤ 川北地区の生活圈

川北地区は四日市市に隣接しており、日常の買い物や通院は四日市内で行われることが多い。そのため、菰野町内のみという運行ルールでは使い勝手が悪く、あいあい自動車を利用する習慣が作れなかったため、運行実績が高まらなかった。

➤ 四日市消化器病センターの移転

菰野町内にあった四日市消化器病センターの主な機能が、四日市市内に移転したことにより、従来通院していた患者の移動が困難になっている。けやきからバスが出ているが、乗り換えなどで身体的な負担も多くなるケースもある。

2. 料金

現行規則：15分あたり500円

現在の記載では、1運行につき、500円との解釈か、1人につき500円との解釈か判別がつきにくいいため、対象を明確化する必要がある。現在は、1運行につき500円との解釈で運行している。

ただし、相乗りを通じて、極度に安価な価格になることは、既存の公共交通への影響があること、およびあいあい自動車の収支が悪化するため、将来的には、1人への変更および、複数乗車にかかる割引についても検討したい。